

公共施設への再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査業務 仕様書

1 業務目的

本市は 2050 年ゼロカーボンシティを表明しており、その達成のためには、太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備（以下、「再エネ設備」という。）の導入拡大を推進する必要があるが、市内全域が市街化区域になっている本市においては、再エネ設備の設置場所の確保が課題となっている。

本業務は、本市が率先して再エネ設備を設置することで、市民・企業における導入を促し、もって、市域の脱炭素化を目指すため、公共施設の再エネ設備の導入ポテンシャルを把握し、将来、導入を進めるうえでの基礎資料とすることを目的に実施するものである。

2 履行期間

本事業は、環境省が実施する「令和 4 年度（第 2 次補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援（第 1 号事業の 3）（以下「令和 4 年度補正補助金」という。）」に申請している。また、令和 4 年度補正補助金が不採択であった場合、令和 5 年度において、同様の補助金（以下「令和 5 年度補助金」という。）の公募があれば、令和 5 年度補助金に申請する予定である。よって、補助金の採択結果により履行期間は次のとおりとする。

なお、令和 5 年度補助金が不採択の場合であっても、本事業は実施する。

(1) 令和 4 年度補正補助金が採択された場合

契約締結日（令和 4 年度補正補助金の交付決定通知受理後、速やかに契約締結予定）から令和 6 年 1 月 31 日（水）まで

(2) 令和 4 年度補正補助金が不採択（令和 5 年度補助金に申請）の場合

令和 5 年度補助金の採択結果に関わらず、契約締結日（令和 5 年度補助金の交付決定通知受理後、速やかに契約締結予定）から令和 5 年度補助金の事業完了期限まで

3 調査対象施設

別紙 1 「調査対象施設等」のとおり

4 業務内容

(1) 再エネ設備を取り巻く現状把握調査

国・大阪府・民間事業者等における再エネ設備に係る現状・取組・動向、他自治体の先進事例、再エネ設備に関する最新技術や再エネ設備の導入時に活用可能な補助金の

情報等について収集・整理すること。

なお、収集・整理したものは、令和5年7月31日（月）までに発注者に提供するものとする。

(2) 調査対象施設におけるエネルギー利用実態等調査

調査対象施設における電気使用量（過去3年分程度）を分析した上で、施設管理者に対して、調査対象施設におけるエネルギーの利用状況や将来における設備の更新計画をヒアリングし、対象施設毎に整理すること。なお、電気使用量の電子データは、発注者が受注者へ貸与するものとする。

(3) 調査対象施設の資料収集・整理

調査対象施設に関する以下のア～エの資料を収集・整理し、再エネ設備の導入ポテンシャルを検討するために必要な情報を抽出・整理する。貸与された資料は責任を持って保管し、紛失・破損等を生じないように細心の注意を払い、業務終了後に速やかに施設管理者へ返却するものとする。

- ア 調査対象施設の構造計算書（確認申請書類等）
- イ 対象施設の建築竣工図面（平面図、立面図、構造図、詳細図等）
- ウ 対象施設の電気設備竣工図面（系統図、平面図等）
- エ 再エネ設備の導入ポテンシャルを検討するにあたり必要と認められる資料

(4) 調査対象施設の調査

調査対象施設について、調査対象施設の敷地全体のうち、再エネ設備を設置できる可能性がある地点を厳選した上で、以下のア～カの内容を調査すること。なお、机上調査で確認できない場合は、必要に応じて、現地調査を実施するものとする。

- ア 太陽光発電設備の荷重による施設への影響
- イ 建築基準法等の法令による制限
- ウ 周辺環境への影響
- エ 日射量や風速等の自然環境の影響
- オ 電気設備等の設置状況
- カ 設置想定箇所の現況

(5) 太陽光発電設備導入方針の検討

上記（1）～（4）の調査結果をふまえ、対象施設毎に次の事項を整理し、最適な導入方法を検討する。

- ア 効果的な導入システム（太陽光発電設備の施工方法及び導入容量、蓄電システムの要否及び導入容量）（下記（ア）～（ウ）の観点を考慮すること。）

（ア） 施設の持ちうるポテンシャルを最大限発揮するため、太陽光発電設備はできるだけ多く設置するものとし、発電した電力は、「自家消費」、「蓄電システムへの蓄電」、「他公共施設への託送」の順で消費していくものとする。なお、他公共施設への託送として想定される余剰電力量を算定すること。

- (イ) 本庁舎及び学校施設については、防災拠点や避難所としての活用も想定されることから、蓄電池の導入を必須とする。
 - (ウ) 南工場跡地については、災害廃棄物置場としての能力を確保した上で、野立て設置または敷地全面へのカーポート型の設置可能性を検討すること。
 - イ 環境性（温室効果ガス（CO₂）の削減量及びエネルギーの削減量）
 - ウ 導入手法（PPA、リース、市所有モデル等）毎の経済性（初期費用、維持費、電力料金削減額、売電収益等）
 - エ 適用が見込める国や大阪府等の補助金
 - オ 適用法令
 - カ その他必要と認められる事項
- (6) 再エネ設備導入を進める公共施設等の優先順位付け
- 上記（5）の結果を踏まえ、発注者と協議をした上で、調査対象施設の中で優先的に再エネ設備の導入を進めるべき施設の順位付けを行う。またその際、その順位付けとした理由も添えることとする。
- (7) 仕様書案の作成
- 再エネ設備の導入について、複数施設を一括して事業者を選定する等の効果的な導入手法を検討するとともに、事業者選定時に必要な仕様書案等を作成する。

5 業務における一般事項

(1) 発注者との協議

業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者と発注者は最低でも月 1 回程度協議を行い、業務の進捗状況や調査内容の報告、疑義の確認等を行うものとし、協議内容については、受注者がその都度記録し、発注者の確認を得ること。関係部署との協議にあたって、使用する資料作成や、必要に応じて助言・アドバイス並びに協議に参加すること。

(2) 実施計画書の提出

本業務の実施に際し、実施体制、業務責任者、主任技術者を含めた担当者名簿、実施工程表及びその他必要な事項を記載した実施計画書を作成し、発注者に提出の上、承諾を得るものとする。

(3) 主任技術者の配置

主任技術者は、次のいずれかの資格を有する者を配置すること。

ア 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に基づく、次のいずれかの資格を有する者

(ア) 環境部門

(イ) 建設部門「建設環境」

(ウ) 総合技術管理部門（上記（ア）または（イ）の科目を含むこと）

イ 一級建築士

6 成果物

「4 業務内容」に基づいて実施した調査の結果及び議事録を、A4 版ファイル綴じ（情報量が膨大で A3 サイズが適切であれば A3 も可）2 部及び電子データ（CD-R 等）1 部にとりまとめ、「2 履行期間」の終了日までに提出すること。

7 その他

- (1) 本件に関する資料・成果物の権利は、すべて発注者に帰属するものとし、発注者の承諾なしに他に公表、貸与及び使用しないこと。
- (2) 受注者は、令和 5 年度当初補助金の申請に当たり、発注者にできる限り協力すること。
- (3) 受注者は、本業務の遂行にあたっては中立的立場を保ち、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (4) 本業務に関して疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行うこと。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議し、定めるものとする。